

昭和五十四年五月招集

第一回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會

目次

日時	二
場所	二
出席議員	二
欠席議員	二
出席説明員	二
出席事務局職員	二
議事日程	二
開会	二
市長のあいさつ	三
仮議席の指定	三
議長の選挙	四
議長のあいさつ	四
出席説明員の報告	五
議事日程の配布	五
議席の指定	五
会議録署名議員の指名	六
会期の決定	六
副議長の選挙	六
副議長のあいさつ	七
安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員選挙	七
千葉県競輪組合議会議員選挙	八
館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員選挙	八
三芳水道企業団議会議員選挙	九

館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員選挙	九
○ 常任委員会委員の選任	〇
議案第一号	一
説明	一
委員会付託の省略	一
採決	二
議案の配付	二
議案第二十七号	二
説明	二
委員会付託の省略	二
採決	二
議案第二十八号	三
説明	三
石井武敏君の質疑、当局の応答	四
委員会付託の省略	七
採決	七
議案第二十九号	八
説明	八
委員会付託の省略	八
採決	八
閉会	八
本日の会議に付したる事件	八

一、昭和五十四年五月九日(水曜日)午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 二十九名

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 一 番 神 田 守 隆 | 二 番 石 井 謀 |
| 三 番 網 島 憲 治 | 四 番 横 溝 功 |
| 五 番 福 原 勤 | 六 番 鈴 木 活 龍 |
| 七 番 古 賀 礼 四 郎 | 八 番 石 井 昌 治 |
| 九 番 松 下 正 己 | 一〇 番 穴 戸 寿 夫 |
| 一 一 番 林 豊 | 一 二 番 栗 原 一 雄 |
| 一 三 番 近 藤 好 雄 | 一 四 番 渡 辺 昭 夫 |
| 一 五 番 伊 藤 幸 太 郎 | 一 六 番 押 元 稔 |
| 一 七 番 黒 川 平 治 | 一 八 番 流 山 源 次 郎 |
| 二 〇 番 石 井 武 敏 | 二 一 番 吉 田 勇 治 郎 |
| 二 二 番 藤 田 益 治 | 二 三 番 菊 井 敏 博 |
| 二 四 番 和 田 一 郎 | 二 五 番 五 十 嵐 昇 |
| 二 六 番 伊 賀 多 朗 | 二 七 番 石 井 正 |
| 二 八 番 安 沢 徳 順 | 二 九 番 安 西 益 男 |
| 三 〇 番 山 口 康 | |

一、欠席議員 一名

一 九 番 石 井 輝 久

一、出席説明員

市 長 半 沢 良 一 助 役 小 倉 澄 男

収 入 役 長 谷 川 広 治 総 務 部 長 鈴 木 弘 道

一、出席事務局職員

事 務 局 長 高 尾 豊 事 務 局 長 補 佐 石 井 敏 夫

書 記 兵 藤 恭 一 書 記 鈴 木 哲
書 記 庄 司 徹 書 記 嶋 田 範 夫

一、議事日程

昭和五十四年五月九日午前十時開議

日程第一 議席の指定

日程第二 会議録署名議員の指名

日程第三 会期の決定

日程第四 副議長の選挙

日程第五 安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員選挙

日程第六 千葉県船輪組合議会議員選挙

日程第七 館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員選挙

日程第八 三芳水道企業団議会議員選挙

日程第九 館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員選挙

日程第十 常任委員会委員の選任について

日程第十一 第議案第一号 農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦について

日程第十二 議案第二十七号 監査委員の選任について

日程第十三 議案第二十八号 館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分承認について

日程第十四 議案第二十九号 昭和五十三年度館山市一般会計補正予算(第七号)の専決処分の承認について

開

会 午前十時十八分開会

○臨時議長（山口 康君） 本日の出席議員数二十九名、これより昭和五十四年第一回市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

市長のあいさつ

○臨時議長（山口 康君） この際、市長から議員各位にこあいさついたしましたの申し出がありました。暫時これを許します。

（市長半沢良一君登壇）

○市長（半沢良一君） 臨時市議会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆さま方におかれましては、四月二十二日に執行されました市議会議員選挙により、市民の厳正な審判の結果、はえある御当選の榮譽を得られましたことはまことにおめでたい次第であり、衷心からお喜び申し上げる次第であります。

本日、ここに改選後初の臨時市議会を招集いたしましたして、皆さま方とともに市政の運営につきましてもつことのできまことは、まことに御同慶にたえない次第であります。

私は、市長就任以来一貫して人間尊重、市民生活優先を基本理念として、明るく豊かな香り高い文化福祉都市の実現に向かって最善の努力をまいりました。市制施行四十周年を契機により一層市民生活の安定、向上を図るべく諸施策を推進する所存であります。

さらには、安房地方における経済的、社会的基盤に立つ中心都市として公益的見地から地域の核としての都市機能を充実させ、新しい時代にふさわしい生活文化を創造するとともに、この意ま

れた風土の中ではぐくまれた豊かな人間性と連帯意識を深め、定住できる魅力ある都市づくりに努めてまいりたいと存じます。

しかしながら、市政運営の基盤はもとより議会の積極的な御協力なくしては望み得ないものであります。今後ともより一層議員各位の絶大なる御支援をたまわりますようお願いする次第であります。

さて、本日は議会活動を推進するための議会構成に関する議事が主なものでありまして、そのほか市より提案いたします一般議案がございますが、これらにつきましては上程の都度提案理由を御説明申し上げます。

○臨時議長（山口 康君） 以上で市長のあいさつを終ります。

仮議席の指定

○臨時議長（山口 康君） この際、議事の進行上仮議席を指定いたします。

お諮りいたします。ただいま御着席の議席を、議長が選挙されました議席が決定されるまでの間、仮議席といたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山口 康君） 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前十時二十二分 休憩

午前十時五十分 再開

○臨時議長（山口 康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の選挙

○臨時議長（山口 康君） これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（山口 康君） ただいまの出席議員数は二十九人であり
ります。

投票用紙を配布いたさせていただきます。

（投票用紙配布）

○臨時議長（山口 康君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

——配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○臨時議長（山口 康君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（事務局長補佐氏名点呼、投票）

○臨時議長（山口 康君） 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（山口 康君） これより開票を行います。

会議規則第三十一條第二項の規定により、立会人に伊賀多朗君

及び安藤益男君を指名いたします。よつて両君の立ち合いを願います。

（立会人登壇、開票）

○臨時議長（山口 康君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数二十九票、これは先ほどの出席議員数に符合いたして
かります。

そのうち有効投票二十九票、無効なし。

有効投票中石井 正君二十八票、神田守隆君一票、以上のとおり
りであります。

この選挙の法定得票数は八票であります。よつて石井 正君が
議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました石井 正君が議長にあられます
ので、会議規則第三十二條第二項の規定による告知をいたします。

議長のあいさつ

○臨時議長（山口 康君） この際、議長石井 正君を御紹介いた
します。

（議長石井 正君登壇）（拍手）

○議長（石井 正君） 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまは皆さま方の御選挙によりまして議長に選ばれまして
本心に光栄に存じます。

御案内のように 議会は会議によりまして市民の重要な事項
を決定する機関でありますので、私はその主宰者たる議長の職責
はきわめて重要であると考えざるわけでありませぬ。市民の代表であ
ります皆さま方議員の意思を尊重いたしまして、今後あくまでも

公正でしかも円満なるうちに議会の運営がなされますように、微力ではありますが誠心誠意尽くす覚悟でございます。

どうか、皆さま方の絶大なる御協力を心からお願ひいたしました。議長就任のあいさつといたします。

どうもありがとうございます。(拍手)

。臨時議長(山口 康君) 以上で臨時議長による議長選挙を無事終らせていただきました。

申すまでもなく皆さんの絶大なる御協力のたまものでありまして、深く感謝申し上げます。

本市の議会議長として学識、識見ともに優秀な石井 正君を選任、御就任となりましたので、この際石井議長さんの御発展をお祝いし、今後ますます市政進展のため格段の御活躍を御期待申し上げます。

申すまでもなく皆さんの絶大なる御協力のたまものでありまして、深く感謝申し上げます。

どうもありがとうございます。(拍手)

(議長、議長席に着く)

。議長(石井 正君) 暫時休憩いたします。

午前十一時六分 休 憩

午前十一時十八分 再 開

。議長(石井 正君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

出席説明員の報告

。議長(石井 正君) 本臨時会議案審議のため地方自治法第二百一十一條の規定による出席要求に対し、お手元に配付のとおり出席報告がありましたので御了承願ひます。

議事日程の配付

。議長(石井 正君) 議事日程を配付いたさせます。

配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議席の指定

。議長(石井 正君) 日程第一、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第四條第一項の規定により、議長において議員諸君の氏名とその議席の番号を職員をして朗読いたさせます。

。事務局長補佐(石井敏夫君) 朗読いたします。

- | | |
|--------------|--------------|
| 一 番 神田 守蔵さん | 二 番 石井 謙さん |
| 三 番 網島 憲治さん | 四 番 横澤 功さん |
| 五 番 福原 勲さん | 六 番 鈴木 活雄さん |
| 七 番 古賀礼四郎さん | 八 番 石井 昌治さん |
| 九 番 松下 正己さん | 一〇 番 奥戸 寿夫さん |
| 一一 番 林 豊さん | 一二 番 栗原 一雄さん |
| 一三 番 近藤 好雄さん | 一四 番 渡辺 昭夫さん |
| 一五 番 伊藤幸太郎さん | 一六 番 押元 稔さん |
| 一七 番 黒川 平治さん | 一八 番 流山源次郎さん |
| 一九 番 石井 輝久さん | 二〇 番 石井 武敏さん |
| 二二 番 吉田勇治郎さん | 二三 番 藤田 益治さん |
| 二三 番 菊井 敏博さん | 二四 番 和田 一郎さん |

- 二五番 五十嵐 昇さん
- 二七番 石井 正さん
- 二九番 安西 益男さん
- 以上でございます。

○議長(石井 正君) ただいま朗読いたしましたとおり各議員の議席を指定いたします。

会議録署名議員の指名

○議長(石井 正君) 日程第二、会議録署名議員の指名を行います。

一番議員神田守隆君、二九番議員安西益男君、以上両君を指名いたします。

会期の決定

○議長(石井 正君) 日程第三、会期の決定を行います。

会議規則第五条第一項の議会運営協議会が未設置でありますので、同条ただし書の規定により直ちに議長よりお諮りいたします。本臨時会の会期を本日一日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて会期は本日一日と決定いたしました。

副議長の選挙

○議長(石井 正君) 日程第四、副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(石井 正君) ただいまの出席議員数二十九人であります。投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(石井 正君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(石井 正君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は筆記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

(事務局長補佐氏名点呼、投票)

○議長(石井 正君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長(石井 正君) これより開票を行います。

会議規則第三十一條第二項の規定により立会人に伊賀多朗君及び安西益男君を指名いたします。よつて両君の立ち会いを願います。

(立会人登場、開票)

○議長(石井 正君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数二十九票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

す。

そのうち有効投票二十九票、無効投票なし。
有効投票中菊井敏博君二十八票、神田守隆君一票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は八票であります。よつて菊井敏博君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました菊井敏博君が議場におられますので、会議規則第三十二条第二項の規定による告知をいたします。

副議長のおささつ

議長（石井 正君） この際、副議長菊井敏博君を御紹介いたします。

（副議長菊井敏博君登壇） （拍手）

副議長（菊井敏博君） 菊井でございます。

浅学非才な私が、本市議会の副議長という重責を皆さま方の御推薦によりまして担うことになりましたことに対しまして、感謝申し上げます。

なお、微力ではございますが、今後議会運営の正常化につきましてできる限りの努力をする所存でございますので、なにとぞ皆さま方の御協力をお願いいたしまして、簡単ではございますがあらさつにかえさせていただきますと思ひます。

どうもありがとうございます。（拍手）

議長（石井 正君） 以上で午前の会議は休憩といたします。

午前十一時三十三分 休 憩

午後三時五十八分 再 開

議長（石井 正君） 午後の出席議員数二十九名、休憩前に引き続き会議を開きます。

安房郡市広城市町村園事務組合議会議員選挙

議長（石井 正君） 日程第五、安房郡市広城市町村園事務組合議会議員の選挙を行います。

安房郡市広城市町村園事務組合規約第六条の規定により、本市より選挙される議員の数は一名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選によりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よつて選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よつて議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。安房郡市広城市町村園事務組合議会議員に吉田勇治郎君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長に於いて指名いたしました吉田勇治郎君を安房郡市広城市町村園事務組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

。議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつてただいま指名のとおり吉田勇治郎君が安房郡市広域市町村間事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました吉田勇治郎君が議場におられますので、本席より会議規則第三十二条第二項の規定による告知をいたします。

千葉県競輪組合議会議員選挙

。議長(石井 正君) 日程第六、千葉県競輪組合議会議員の選挙を行います。

千葉県競輪組合規約第五条の規定により、本市より選挙される議員の数は二名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選によりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

。議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

。議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。千葉県競輪組合議会議員に安沢徳順

君、山口 康君、以上両君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました両議員君を競輪組合議会議員の当選人と定め、よつて御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

。議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつてただいま指名のとおり安沢徳順君、山口 康君が千葉県競輪組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました安沢徳順君、山口 康君が議場におられますので、本席より会議規則第三十二条第二項の規定による告知をいたします。

館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員選挙

。議長(石井 正君) 日程第七、館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙を行います。

館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合規約第五条第二項の規定により、本市より選挙される議員の数は三名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

。議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員に古賀礼四郎君、押元 稔君、石井武敏君、藤田益治君、五十嵐 昇君、伊賀多朗君、以上六議員君を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました六議員君を館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員の当選人と定めまことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつてただいま指名いたしましたとかり古賀礼四郎君、押元 稔君、石井武敏君、藤田益治君、五十嵐 昇君、伊賀多朗君が館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

ただいま館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました六議員君が議場からられますので、本席より会議規則第三十二条第二項の規定による告知をいたします。

三芳水道企業団議会議員選挙

○議長(石井 正君) 日程第八、三芳水道企業団議会議員の選挙を行います。

三芳水道企業団規約第五条の規定により、本市より選挙される議員の数は八名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選によりたいと思ひます。これに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしましたと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。三芳水道企業団議会議員に網島憲治君、横溝 功君、鈴木活龍君、石井昌治君、近藤好雄君、和田一郎君、石井輝久君、安西益男君、以上八議員君を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました八議員君を三芳水道企業団議会議員の当選人と定めまことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつてただいま指名いたしましたとかり網島憲治君、横溝 功君、鈴木活龍君、石井昌治君、近藤好雄君、和田一郎君、石井輝久君、安西益男君が三芳水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま三芳水道企業団議会議員に当選されました七議員君が議場からられますので、本席より会議規則第三十二条第二項の規定による告知をいたします。

なお、石井輝久君については議長より別途告知をいたします。

館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員選挙

。議長（石井 正君） 日程第九、館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の選挙を行います。

館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合規約第五条第二項の規定により、本市より選挙される議員数は八名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

。議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よつて選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

。議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よつて議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員に神田守隆君、石井 謙君、福原 勳君、松下正己君、矢戸寿夫君、栗原一雄君、渡辺昭夫君、流山源次郎君、以上八議員君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました八議員君を館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

。議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よつてただいま指名のとおり神田守隆君、石井 謙君、福原 勳君、松下正己君、

矢戸寿夫君、栗原一雄君、渡辺昭夫君、流山源次郎君が館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員に当選されました。

ただいま館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員に当選されました八議員君が議場におられますので、本席より会議規則第三十二条第二項の規定による告知をいたします。

常任委員会委員の選任

。議長（石井 正君） 日程第十、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任につきましては、館山市議会議員会条例第四条第一項の規定により議長が議会に諮つて選任することになつております。

これより各常任委員会委員の氏名を書記をして朗読いたします。

書記（石井敏夫君）

朗読いたします。

総務委員会委員 福原 勳さん、鈴木浩藏さん、松下正己さん、林 豊さん、渡辺昭夫さん、伊藤幸太郎さん、吉田勇治郎さん、藤田益治さん、菊井敏博さん、和田一郎さん。

文教民生委員会委員

神田守隆さん、石井 謙さん、網島憲治さん、古賀礼四郎さん、矢戸寿夫さん、栗原一雄さん、近藤好雄さん、黒川平治さん、石井武敏さん、伊賀多朗さん。

建設経済委員会委員

横溝 功さん、石井昌治さん、押元 稔さん、流山源次郎さん、石井輝久さん、五十

嵐 昇さん、石井 正さん、安沢徳順さん、
安西益男さん、山口 康さん。

以上でございます。

○議長(石井 正君) お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり各常任委員会委員に指名いた
したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつてただいま指
名いたしましたとおり各常任委員会委員に選任することに決しま
した。

この際、委員会条例第五条の規定によつて、各常任委員会にお
いて互選されました正、副委員長を報告いたします。

総務常任委員会委員長 松下正巳君、副委員長 福原 勲君。

文教民生常任委員会委員長 栗原一雄君、副委員長 共戸寿夫君。

建設経済常任委員会委員長 流山源次郎君、副委員長 石井昌治君。

なお、この際御報告申し上げます。

議会運営協議会委員に、神田守隆君、栗原一雄君、近藤好雄君、

黒川平治君、流山源次郎君、和田一郎君、

伊賀多朗君、安西益男君、

以上、八議員君が選任され、互選の結果委員長に和田一郎君、
副委員長に流山源次郎君が決定されましたので報告いたします。

議案の上程

○議長(石井 正君) 日程第十一、発議案第一号農業委員会の委
員となるべき学識経験者の推薦についてを議題といたします。

発議案第一号 農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦
について

○議長(石井 正君) 本案は地方自治法第百七条の規定により
林 豊君及び黒川平治君の一身上の事件でありますので、選席を
求めます。

(一一番議員林 豊君、一七番議員黒川平治君退席)

○議長(石井 正君) 議案の朗読を願ひます。

(書記朗読)

議案の内容説明

○議長(石井 正君) 朗読は終了しました。

議案の説明を求めます。二四番議員和田一郎君登壇願ひます。

(二四番議員和田一郎君登壇)

○二四番(和田一郎君) 発議案第一号農業委員会の委員となるべ
き学識経験者の推薦について提案理由を御説明申し上げます。

議会推薦の委員中二名の者が辞職したことに伴ひまして後任委
員についての推薦要請があり、これに基づきまして種々選考の結
果、お手元に配付のとおり林 豊君、黒川平治君の両君を最適任
者と認め推薦いたしたいと思ひます。

何とぞ満場の御賛同をたまわりますようお願いいたしまして、
提案理由の説明といたします。

○議長(石井 正君) 説明は終了しました。

御質疑願ひます。御質疑ありませんか。——御質疑なしと認め
ます。よつて質疑を終ります。

委員会付託の省略

○議長(石井 正君) お話いたしました。

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて決しました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

採 決

○議長(石井 正君) 採決いたしました。

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案どおり可決されました。

(一) 一番議員林 豊君、一七番議員黒川平治君入場)

議案の配付

○議長(石井 正君) ただいま市長から議案の送付がありました。

○議長(石井 正君) 配付漏れはございませんか。——配付漏れなしと認めます。

議案の上程

○議長(石井 正君) 日程第十二、議案第二十七号監査委員の選任について議題といたします。

議案第二十七号 監査委員の選任について

○議長(石井 正君) 本案は地方自治法第一百七十七条の規定により伊藤幸太郎君の一身上の事件でありますので退席を求めます。

(一) 五番議員伊藤幸太郎君退場)

○議長(石井 正君) 議案の朗読を願います。

(書記朗読)

議案の内容説明

○議長(石井 正君) 朗読は終わりました。

議案の説明を求めます。

(市長半沢良一君登壇)

○市長(半沢良一君) 本市の監査委員中、議員の中から選任をいたしました委員が欠員でございますので、伊藤幸太郎議員が学識経験ともに豊かでございますし、計数に明るい方でございますので選任をいたしたいと思ひます。

○議長(石井 正君) 説明は終わりました。

○議長(石井 正君) 御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よつて質疑を終ります。

委員会付託の省略

○議長(石井 正君) お話いたしました。

○議長(石井 正君) 本案については委員会の付託並びに討論を省略、採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて決しました。

採 決

○議長（石井 正君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案どおり可決されました。

（五番議員伊藤幸太郎君入場）

議案の上程

○議長（石井 正君） 日程第十三、議案第二十八号館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

議案第二十八号 館山市市税条例の一部を改正する条例の専決

処分の承認について

（「議長、朗読省略」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） ただいま二四番議員君より朗読省略の提案がございましたが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。朗読を省略いたします。

議案の内容説明

○議長（石井 正君） 議案の説明を求めます。

（市長半沢良一君登壇）

○市長（半沢良一君） 議案第二十八号館山市市税条例の一部を改

正する条例の専決処分の承認についてであります。去る三月三十日、地方税法の一部を改正する法律案が国会にて可決、三月三十一日公布、四月一日から施行されることとなりました結果、館山市市税条例もこの法律改正に合わせて急遽改正する必要があります。そのため、同条例の一部改正を地方自治法第七十九条の規定により専決処分をいたしましたので、議会に報告し、この承認を求めようとするものであります。

今回の地方税法の改正は、地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、その負担の適正化、地方税源の充実強化等を図る見地から、軽自動車税の税率の引き上げ、固定資産税における評価替えに伴う税負担の調整を行うほか、住民負担の軽減及び合理化を図る見地から、個人の市民税の基礎控除額等各種所得控除額の引き上げ、ガスの免税点の引き上げ等が主なるものであります。

まず、個人の市民税の減税については、各種所得控除の額がそれぞれ一万円引き上げられたので、夫婦二人の給与所得者の場合、課税最低限は現行百四十一万八千円から百四十九万円に引き上げられたこととなります。市税条例においては、低所得者層の均等割りのみを課するものの非課税の限度を決定する金額を現行十五万円から十六万円に改正するものであります。

次に、軽自動車税については、昭和五十一年度改正において現行税率が設けられて以後、道路に関する経費が増大していること等を考慮し、一〇％程度引き上げられました。が、営業用のものについては現行税率を据え置くこととし、その構造がもつばら身体障害者等の利用に供する軽自動車等は新たに減免の対象とされま

した。

次に、固定資産税及び都市計画税については、昭和五十四年度における土地の評価替えに伴い、税負担の調整を図るため、昭和五十四年度から昭和五十六年度までの三年間に限り、段階的な負担調整措置を講ずるものであります。

なお、詳細につきましては、説明資料により御了承たまわりますようお願い申し上げます。

以上、説明を終わります。

○議長（石井 正君） 説明は終わりました。

質 疑 応 答

○議長（石井 正君） 御質問を願います。

○二〇番（石井武敏君） 議案第二十八号の専決処分につきまして何点が御質問したいと思います。

この専決処分されました内容を見ていきますと、ただいま説明がありましたように、地方税法の改正があつた、それに伴つて三月三十一日公布、四月一日から施行されることになつたといひます。きさつから市税条例を改正する必要が生じたといふことでございますが、今回の条例改正には三本の柱といひますか、三つの要素があるように思われます。一つは個人所得の控除の幅が広がつたといふことであります。それから第二点目といひましては軽自動車税、その他の一律の税率の値上げ、一〇%ほどの値上げ、それからもう一つは固定資産税の評価替えに伴う税負担の調整率といふ問題でございます。

この三点の問題であります、まず私がお聞きしたいことは、

地方税法の改正は三月に行われた例がありますが、それに伴つて効力が四月から発生しておりますので、すでに予算的にはさまざまな形で影響を及ぼしているのではないかと思われ、五十四年度の子算編成時にかましましては、これらのいわゆる税の改正に伴う処理について、たとえば市民税を算定するのに基礎的な算定を行つてきたわけでございますが、そういう際にどのようにな考慮が払われてきたのかというところに疑問を持つわけでございますので、そのへんのいきさつ、あるいはどのようにそれを予算編成時にか考へておつたかということをお説明願いたいと思ひます。

それから、軽自動車をはじめとする税率のアップですが、この問題は昭和五十一年度に改正されておりました、改正されてからすでに三年九つたわけでございますが、それ以後ずっと据え置きてきておつた。軽自動車の販売価格が上昇してきておること、あるいは道路に関する経費が増大していること、それらを考慮されて今回の自動車税の改正を行つたと思われ、非常に上昇率、アップ率を見ますと一〇%という大きな上昇率でございますので、それらがほかの税率のアップに影響はしないだらうか、こういう問題でそのへんの見解をお聞きしておきたいと思ひます。

もつとも、この税率アップは全国的一律に行われているわけでありまして、全国的な傾向の中にあるわけでございますので、説明のできる範囲で結構ですので御説明願いたいと思ひます。

それから、次に固定資産税の、固定資産の評価に伴います税負担率の調整に関連しまして質問したいわけでございますが、当市におきましても本年の一月一日付におきます固定資産の評価替え

に伴り課税台帳——一月一日現在の課税台帳、これを四月五日から四月二十四日まで市民の縦覧に供したわけでございますが、異議の申し立ては四月五日から五月四日までですか、受け付けたいうことでございますが、とういうふうな地方税法の四百十五條に基づきまして縦覧に供したわけでございますが、これは地方税法の条文を見ましてもこの縦覧は市町村長に課せられた義務でございます。地方税法の条文からいいますと、とういうふうになっておりますが、「市町村長は、毎年三月一日から同月二十日までの間、固定資産課税台帳をその指定する場所において関係者の縦覧に供しなければならない。但し、災害その他特別の事情がある場合においては、毎年三月二十一日以後に縦覧期間を設けることができる。」、条文的にはそのようになっておりますが、当市においてはこの縦覧を四月五日から二十四日までの間に行つてゐるわけでございます。私的な意見ですが、大変忙しい中で縦覧だつたように思つてますが、法律にうたつてあるように十分な成果、効果があつたかどうか、そのへんの見解を明らかにしていただきたいと思つてございます。

この縦覧の期間が条文よりかなりかけ離れた期間に制定されておりますが、これはやはり他市町村と大体歩調を合わせて決められたのかどうか。その点を明らかにしていただきたいと思います。

以上、質問します。
。総務部長（鈴木弘道君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、第一点でございますけれども、住民税の均等割り等の控除並びに基礎控除、配偶者控除をはじめといたします所得控除の

関係でございますけれども、これにつきましては五十四年度の当初予算につきましてはそれを見込んで予算計上してございます。

ただ軽自動車税でございますけれども、軽自動車税につきましては一部税額等が未定の部分がございましたので、五十四年度分についての軽自動車税のアップについては計上してございません。

それと、軽自動車税の値上げの関係でございますけれども、先ほどの御質問にありましたように、自動車税の目的そのものがいゆる固定資産税にかわるものという意味と、もう一つはいゆる道路損傷負担金の性質をもつてゐるわけでございまして、先ほどお話しございました五十一年度以降値上げされてないわけでございます。そういうよりなことを勘案して、いわゆる固定資産税に見合ふというのを考えますれば、自動車の価格はより以上上がつてゐるわけでございます。そういうよりな説明を受けてゐるわけでございまして、それ以下に押さえよということと、一〇〇程度引き上げたということとで制定されたというふう聞いております。

それが他に対する影響でございますけれども、一応そういうよりなことを勘案いたしまして、軽自動車税だけでなしに果税でございまして普通自動車等についてもアップされているわけでございますけれども、とくに物価にはねかえりやすいいわゆる営業用のものについては、今回そのような観点から据え置きになつております。

それと、固定資産税の縦覧期間の関係でございますけれども、四百十五條のただし書きの規定を適用いたします、ということはいゆる税法改正が遅れているという理由でございますので、一

応二月末に縦覧を四月五日から四月二十四日まで行うというよう
な告示をするともに、いわゆる市の広報、回覧並びに新聞等で
縦覧期間の変更という面について広報につとめたわけでございま
す。

それに対する効果でございませけれども、縦覧期間は四月五日
から四月二十四日の期間中に縦覧者総数で二百八十八名の方が縦
覧にお見えになった。前回の固定資産税の評価がえの年度でござ
いました五十一年度が百七十七名でございましたので、約二倍弱
というより多くの方が関心をもつて縦覧していただいたとい
う経緯がございませ。

以上でございませ。

○二〇番(石井武敏君) ただいま説明を受けましてあらあら了解
したわけでございませけれども、軽自動車税のアップにつきまして
は、これが上昇したことによつてほかの税率が連動して上昇す
るといふ影響はほとんどないというふうに思うことですが、
軽自動車税の税の取り方でございませが、これは県で指示された
ものに一・二倍まで各市町村の意向によつていつでもアップでき
るといふように聞いておりますし、これらの許容額一ばいまで課
税しているという市町村もあろうかと思ひませ。その点基本的に
どのよう考へておりますか。お聞かせ願ひたいと思ひませ。

それから、固定資産税の評価の縦覧についてでございませが、
これは毎回縦覧する人数は上昇してきているように御説明ありま
した。その説明によりませすと広報、回覧で十分その効果を奏して
いるというように受け取れるわけでございませが、館山市の固定
資産の評価した評価額は八百五十億にのぼつてゐるわけで、相当

数の、私は手元に権利者の、評価をされた側の人数はちよつとつ
かめませんが、八百五十億に余る固定資産評価額が出てゐるわけ
でございませして、たとえは土地代付を見まして四百九十二億いつ
てゐるわけでございませるので、相当数の方がゐると思われませ。

やはり税というのは、この種の税は何か知らない間に計算され、
評価されて、いつの間にか自分の知らないうちに決定されている
という傾向が強いんで、あえて質問するわけなんでませが、その点
市当局としては広報、回覧で十分縦覧に供したというように受け
取つてゐるようでございませけれども、たとえは固定資産税の課
税台帳を見にきたときに、いろいろ備えつけなければならぬ、
義務づけられてゐるものもあるようでございませ。私の調査した
ところによりませすと、地方税法の三百八十条の二項には「市町村
は、前項の固定資産課税台帳の外、当該市町村の条例の定めると
ころによつて、地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、
固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に關して必要な資料を
備えて逐次これを整えなければならぬ。」といふように規定さ
れて、義務づけられておりますけれども、このへんは当市ではど
のように台帳等が整備されてゐませか、簡単に結構ですが御説明
できれば御説明願ひたいと思ひませ。

○総務部長(鈴木弘道君) まず最初の軽自動車税の關係でござ
いませけれども、おつしやいませように地方税法の四百四十四条の
第二項におきまして、一応自動車税は標準税率でございませので、
これの一・二倍を超えない範囲内において条例で決められるわけ
でございませけれども、現在県下全体でもほとんど標準税率で課
税してゐるわけでございませして、自動車が他の市町村に移動する

ことによつて、税額に高い低いといえますか、その差額があるのは好ましくないという考えもありますけれども、一応税法につきましては標準税率によつて課税したいというふうに思つております。

それと、三百八十条の第二項の資料の関係につきましては、ただいま資料を取り寄せておりますので、少々お待ちください。

○二〇番（石井武敏君） 縦覧に供するときのその他の資料を逐次整えるようにと義務づけられたものに関しては、のちほど資料を取り寄せるということですので、のちほど見せていただければ結構でございます。

今回の税法の改正は、特に固定資産税の評価替えがありまして、国の改正に準じて市税条例の改正に及んできたわけでございまして、この専決処分そのものにつきましては私も異論があるところではございません。

ただ、先ほど申し上げましたように、税というものは当然納めなければならぬものであるけれども、やはり言葉をかえていえば税は単に取り上げるものではなくて、市民が納得して納めていくというふうないわゆる官民一体といえますか、官民の相互理解が必要ではなからうか、そういう点から質問したわけですが、特に固定資産の課税台帳の縦覧に際しては配慮していただきたいと思ひますし、資料をそろえる努力をお願いしたいと思います。

その他、今回の議案にありますものは、特に税負担の軽減につきましては、個人住民税における減税が行われているわけでございまして、そのよりな点から低所得者にとつては幾分かの配慮が見られるというように私も受けとれます。

今回の専決処分に関しましては、賛成するものであります。先ほど言いましたように、固定資産の課税台帳の縦覧に際しては配慮を願いたいということを申し添えて質問を終わりますが、もし答弁がありましたらお願いいたします。

○総務部長（鈴木弘道君） 先ほどの固定資産税の資料の関係でございすけれども、現在市で整えておりますものは、家屋の見取図、評点表、土地の地籍図、路線価図、精通者価額、売買実例の資料を整えております。

それと、固定資産の縦覧、これは本年に限らず来年以降も毎年あることとさせていただきますので、なお一層広報、周知につとめたいと思ひます。

○二〇番（石井武敏君） 了解しました。

○議長（石井 正君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よつて質疑を終ります。

委員会付託の省略

○議長（石井 正君） お諮りいたします。

本案については委員会付託並びに討論を省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（石井 正君） これより採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて本案は承認することに決しました。

議案の上程

○議長(石井 正君) 日程第十四、議案第二十九号昭和五十三年度館山市一般会計補正予算の専決処分についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

(書記朗読)

議案第二十九号 昭和五十三年度館山市一般会計補正予算の専決処分の承認についで

議案の内容説明

○議長(石井 正君) 議案の説明を求めます。

(市長半沢良一君登壇)

○市長(半沢良一君) 議案第二十九号昭和五十三年度館山市一般会計補正予算第七号の専決処分の承認についてであります。去る三月末に県から急遽漁港整備事業債ほか四件の市債について増減の通知があり、地方自治法第七十九条の規定により専決処分をいたしましたので、議会に報告し、この承認を求めようとするものであります。

よろしく御審議をたまわれますようお願い申し上げます。

○議長(石井 正君) 説明は終わりました。

御質疑を願います。御質疑ありませんか。——御質疑なしと認

めます。よつて質疑を移ります。

委員会付託の省略

○議長(石井 正君) お諮りいたします。本案については委員会の付託並びに討論省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。

採決

○議長(石井 正君) これより採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて本案は承認することに決しました。

閉

会 午後四時四十八分閉会

○議長(石井 正君) 以上で本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。

よつて、これにて第一回市議会臨時会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

一、議長の選挙

一、議席の指定

一、会議録署名議員の指名

一、会期の決定

一、副議長の選挙

一、安房郡市広城市町村圏事務組合議会議員選挙

一、千葉県競輪組合議会議員選挙

一、館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員選挙

一、三芳水道企業団議会議員選挙

一、館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員選挙

一、常任委員会委員の選任について

一、発議案第一号

一、議案第二十七号及至議案第二十九号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会臨時議長 山口 康

館山市議会議長 石井 正

館山市議会議員 神田 守 隆

館山市議会議員 安西 益 男

